

第八十四回国会 社会労働委員会議録 第十八号

昭和五十三年五月九日(火曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 木野 晴夫君

理事 越智 伊平君 理事 住 栄作君

理事 竹内 黎一君 理事 羽生田 進君

理事 村山 富市君 理事 森井 忠良君

理事 大橋 敏雄君 理事 和田 耕作君

相沢 英之君 井上 裕君

石橋 一弥君 大坪健一郎君

大野 明君 川田 正則君

小坂徳三郎君 齊藤滋与史君

齋藤 邦吉君 津島 雄二君

戸沢 政方君 友納 武人君

葉梨 信行君 橋本龍太郎君

山ロシヅエ君 湯川 宏君

安島 友義君 枝村 要作君

金子 みつ君 草川 昭三君

平石磨作太郎君 浦井 洋君

田中美智子君 工藤 晃君

出席國務大臣 労働大臣 藤井 勝志君

出席政府委員 厚生政務次官 戸井田三郎君

労働政務次官 向山 一人君

委員外の出席者 社会労働委員会 調査室長 河村 次郎君

委員の異動 四月二十八日 相沢 英之君 補欠選任

井上 裕君 西村 英一君

石橋 一弥君 藤本 孝雄君

蔵内 修治君

第一類第七号 社会労働委員會議録第十八号

昭和五十三年五月九日

大坪健一郎君 鹿野 道彦君

川田 正則君 西銘 順治君

津島 雄二君 佐々木義武君

同日 辭任 鹿野 道彦君

補欠選任 大坪健一郎君

石橋 一弥君 石橋 一弥君

五月一日 労働基準法の一部を改正する法律案(市川正一君外二名提出、参法第一〇号)(予)

同日 辭任 鹿野 道彦君

補欠選任 大坪健一郎君

同日 鹿野 道彦君 石橋 一弥君

同日 蔵内 修治君 津島 雄二君

同日 佐々木義武君 相沢 英之君

同日 西村 英一君 川田 正則君

同日 西銘 順治君 井上 裕君

同日 藤本 孝雄君

五月一日 労働基準法の一部を改正する法律案(市川正一君外二名提出、参法第一〇号)(予)

同日 母子保健法の一部を改正する法律案(柏原ヤス君外一名提出、参法第一二二号)(予)

同日 児童福祉法の一部を改正する法律案(柏原ヤス君外一名提出、参法第一二二号)(予)

同日 母性保障基本法案(納谷道一君外一名提出、参法第一三三号)(予)

同日 療術の制度化に関する請願(阿部文男君紹介)(第三七四〇号)

同日 同(井上裕君紹介)(第三七四一〇号)

同日 同(唐沢俊二郎君紹介)(第三七四二〇号)

同日 同(川田正則君紹介)(第三七四三〇号)

同日 同(佐藤文生君紹介)(第三七四四〇号)

同日 同(友納武人君紹介)(第三七四五〇号)

同日 同(中村靖君紹介)(第三七四六〇号)

同日 同(中村靖君紹介)(第三七四七〇号)

同日 同(井上裕君紹介)(第三七四八〇号)

同日 同(井上裕君紹介)(第三七四九〇号)

同日 同(井上裕君紹介)(第三七五〇〇号)

同日 同(井上裕君紹介)(第三七五一〇号)

同日 同(井上裕君紹介)(第三七五二〇号)

同日 同(井上裕君紹介)(第三七五三〇号)

同日 同(井上裕君紹介)(第三七五四〇号)

同日 同(井上裕君紹介)(第三七五五〇号)

同日 同(井上裕君紹介)(第三七五六〇号)

同日 同(井上裕君紹介)(第三七五七〇号)

同日 同(井上裕君紹介)(第三七五八〇号)

同日 同(井上裕君紹介)(第三七五九〇号)

同日 同(井上裕君紹介)(第三七六〇〇号)

同日 同(井上裕君紹介)(第三七六一〇号)

同日 同(井上裕君紹介)(第三七六二〇号)

同日 同(井上裕君紹介)(第三七六三〇号)

同日 同(井上裕君紹介)(第三七六四〇号)

同日 同(倉石忠雄君紹介)(第三八二七号)

同日 同(小坂善太郎君紹介)(第三八二八号)

同日 同(清水勇君紹介)(第三八二九号)

同日 同(下平正一君紹介)(第三八三〇号)

同日 同(中島衛君紹介)(第三八三一〇号)

同日 同(中村茂君紹介)(第三八三二〇号)

同日 同(羽田孜君紹介)(第三八三三〇号)

同日 同(原茂君紹介)(第三八三四〇号)

同日 同(増田甲子七君紹介)(第三八三五〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八三六〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八三七〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八三八〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八三九〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八四〇〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八四一〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八四二〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八四三〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八四四〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八四五〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八四六〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八四七〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八四八〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八四九〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八五〇〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八五一〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八五二〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八五三〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八五四〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八五五〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八五六〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八五七〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八五八〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八五九〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八六〇〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八六一〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八六二〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八六三〇号)

同日 同(倉石忠雄君紹介)(第三八二七号)

同日 同(小坂善太郎君紹介)(第三八二八号)

同日 同(清水勇君紹介)(第三八二九号)

同日 同(下平正一君紹介)(第三八三〇号)

同日 同(中島衛君紹介)(第三八三一〇号)

同日 同(中村茂君紹介)(第三八三二〇号)

同日 同(羽田孜君紹介)(第三八三三〇号)

同日 同(原茂君紹介)(第三八三四〇号)

同日 同(増田甲子七君紹介)(第三八三五〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八三六〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八三七〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八三八〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八三九〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八四〇〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八四一〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八四二〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八四三〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八四四〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八四五〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八四六〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八四七〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八四八〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八四九〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八五〇〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八五一〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八五二〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八五三〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八五四〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八五五〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八五六〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八五七〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八五八〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八五九〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八六〇〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八六一〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八六二〇号)

同日 同(向山一人君紹介)(第三八六三〇号)

療術の制度化に関する請願外三十四件（小此木彦三郎君紹介）（第四〇一四号）  
同外三件（長田武士君紹介）（第四〇一五号）  
同外三件（谷川寛三君紹介）（第四〇一六号）  
同外一件（藤尾正行君紹介）（第四〇一七号）  
母性保障法制定に関する請願（住来作君紹介）（第四〇一八号）  
同（竹内黎一君紹介）（第四〇一九号）  
社会保障、社会福祉の拡充等に関する請願（瀨野栄次郎君紹介）（第四〇二〇号）  
失業対策事業就労者に通勤交通費支給に関する請願（瀨野栄次郎君紹介）（第四〇二一号）  
福祉年金引き上げ及び社会保険拡充等に関する請願（瀨野栄次郎君紹介）（第四〇二二号）  
視覚障害者の雇用促進に関する請願（金子みつ君紹介）（第四〇二三号）  
障害者、児の生活保障等に関する請願（金子みつ君紹介）（第四〇二四号）  
脊髄損傷者に対する労災補償改善に関する請願外一件（中井治君紹介）（第四〇二五号）  
脊髄損傷者の福祉改善に関する請願外一件（中井治君紹介）（第四〇二六号）  
駐留軍関係離職者等臨時措置法の期限延長に関する請願外二件（上原康助君紹介）（第四〇二七号）  
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願（稻村佐四郎君紹介）（第四〇二八号）  
同（越智伊平君紹介）（第四〇二九号）  
同（金子一平君紹介）（第四〇三〇号）  
同外三件（齋藤邦吉君紹介）（第四〇三一八号）  
同（田中正三君紹介）（第四〇三一九号）  
同（田中正三君紹介）（第四〇三二〇号）  
同（竹内黎一君紹介）（第四〇三八二号）  
同（中山正暉君紹介）（第四〇三八三号）  
同（長谷川四郎君紹介）（第四〇三八四号）  
同外一件（坊秀男君紹介）（第四〇三八五号）  
同（愛野興一郎君紹介）（第四〇三八六号）  
同外一件（小沢一郎君紹介）（第四〇三八七号）

同（越智伊平君紹介）（第四〇二一一号）  
同（加藤敏一君紹介）（第四〇二一二号）  
同外四十件（亀岡高夫君紹介）（第四〇二一三号）  
同（後藤田正晴君紹介）（第四〇二一四号）  
同外一件（塩崎潤君紹介）（第四〇二一五号）  
同外一件（武藤嘉文君紹介）（第四〇二一六号）  
同（山崎武三郎君紹介）（第四〇二一七号）  
同（渡部恒三君紹介）（第四〇二一八号）  
口唇裂、ろがい児の歯列矯正に健康保険適用等に関する請願（竹内黎一君紹介）（第四〇二八六号）  
同（住来作君紹介）（第四〇二八九号）  
公衆浴場の施設確保等に関する法律制定に関する請願（戸沢政方君紹介）（第四〇二八七号）  
は本委員会に付託された。

五月一日

国民年金の改善に関する陳情書（愛媛県東宇和郡野村町国民年金受給者友の会長中村寅一外七百三十五名）（第三〇九号）  
国民年金の無年金者対策に関する陳情書（豊中市議会議長井原富久雄）（第三一〇号）  
厚生年金支給開始年齢の繰り下げ反対に関する陳情書（大津市議会議長坂口弥平太）（第三一一号）  
国民健康保険制度の改革に関する陳情書外一件（草津市議会議長中村幸正外一名）（第三一二号）  
健康保険の高額療養費貸付制度に関する陳情書（愛知県議会議長酒井鈴夫）（第三一三三号）  
市町村社会福祉協議会の拡充強化に関する陳情書外二件（串間市議会議長河野義助外一名）（第三一四号）  
老人福祉対策の推進に関する陳情書外三件（松山市愛光町一の二四愛媛県老人クラブ連合会長竹内浅吉外三名）（第三一五号）  
聴覚言語障害者の福祉対策に関する陳情書外一件（枚方市議会議長神谷正外一名）（第三一六号）  
医薬品による健康被害の救済に関する法律の制

定促進に関する陳情書（愛知県議会議長酒井鈴夫）（第三一七号）  
カネミ油症患者・スモン患者の援護に関する陳情書（福岡県議会議長早麻清蔵）（第三一八号）  
難病対策の拡充強化に関する陳情書（北海道紋別郡丸瀬布町議会議長後藤貞一）（第三一九号）  
母子家庭の医療費公費負担制度実現に関する陳情書（愛知県市議会議長寺田安雄）（第三二〇号）  
戦傷病者の医療費公費負担制度充実に関する陳情書（愛知県議会議長酒井鈴夫）（第三二一一号）  
精神障害者の入院医療費軽減に関する陳情書（愛知県議会議長酒井鈴夫）（第三二二二号）  
療術行為の法制化促進に関する陳情書外三件（宇都宮市議会議長鈴木境外三名）（第三二三号）  
療術の制度化阻止に関する陳情書外三件（長崎市旭町一六の九長崎鍼灸按師会会長岩井幾三郎外三名）（第三二四号）  
雇用安定及び失業対策確立に関する陳情書外六件（福岡県議会議長早麻清蔵外六名）（第三二五号）  
失業雇用保険九十日支給に関する陳情書外一件（北海道釧路市郡上ノ国町議会議長加賀利雄外一名）（第三二六号）  
原子爆弾被害者援護法制定に関する陳情書外八件（真岡市議会議長仙波安之外八名）（第三二七号）  
戦後強制抑留者の補償等に関する陳情書（熊本市花園六の九の三六全国抑留補償九州ブロック協議会長上田敬夫）（第三二八号）  
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

社会保険労務士法の一部を改正する法律案起草の件  
社会保険労務士法の改正に関する件  
低所得者の福祉対策に関する件

○木野委員長 これより会議を開きます。  
社会保険労務士法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。  
本件につきましては、先般来各会派間において御協議いただき、意見の一致を見ましたので、委員長において草案を作成し、委員各位のお手元に配付いたしてございます。

その起草の趣旨及び内容につきまして、委員長から簡単に御説明申し上げます。

本案は、最近の産業、社会事情の変化と労働社会保険諸法令の整備充実に伴い、これらの法令に基づき書類の作成等の業務を行う社会保険労務士の役割が量的にも質的にも著しく高まってきたことから、社会保険労務士制度の一層の充実と発展を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一は、社会保険労務士の行方事務の範囲の拡大でありまして、事業主等が行政機関等に提出する書類について、その提出手続の代行業務を加えること。

第二は、社会保険労務士の団体を法定化することでありまして、社会保険労務士の資質の向上等を図るため、都道府県ごとに一個の社会保険労務士会を、全国に一個の全国社会保険労務士会連合会を設立することができること。

第三は、これらの団体の行政機関への協力でありまして、行政機関は、広報、調査等について、社会保険労務士会または全国社会保険労務士会連合会に協力を求めることができること。

第四は、社会保険労務士試験の科目に、国民年金法及び通算年金通則法を加えること。

なお、この法律は、昭和五十三年九月一日から施行すること。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○木野委員長 お諮りいたします。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案起草の件につきまして、お手元に配付してあります草案を本委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○木野委員長 起立総員。よって、さよう決しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○木野委員長 次に、社会保険労務士制度の改善に関する件及び低所得者の福祉対策に関する件につきましては決議したいと存じます。

〔賛成者起立〕

○木野委員長 起立総員。よって、さよう決しました。

社会保険労務士制度の改善に関する件

社会保険労務士制度の現状にかんがみ、次の事項について改善を図るものとする。

一 社会保険労務士の免許制度については、社会保険労務士会の組織状況、全国社会保険労務士会連合会の事務処理能力等を勘案し、できるだけ早い機会に、全国社会保険労務士会連合会による登録制度への移行措置を講ずるものとする。

一 社会保険労務士と行政書士のそれぞれの資格制度及び業務分野の独自性にかんがみ、すでに行政書士の資格を得ている者を除いては、近い将来、社会保険労務士の業務と行政書士の業務の完全な分離を図る措置を講ずるものとする。

ものとすること。

低所得者の福祉対策に関する件(案)

最近の社会経済情勢にかんがみ、政府は、所得減税に対応して、減税を受けることができない生活保護被保護者、福祉年金受給者、失業対策事業就労者等低所得者を対象に早急に、一時金の支給又は就労日数の増加の措置を講ずべきである。

以上であります。

お諮りいたします。

まず、社会保険労務士制度の改善に関する件を本委員会の決議とするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○木野委員長 起立総員。よって、さよう決しました。

次に、低所得者の福祉対策に関する件を本委員会の決議とするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○木野委員長 起立総員。よって、さよう決しました。

ただいまの両決議に対し、労働大臣及び厚生政務次官から発言を求められておりますので、順次これを許します。藤井労働大臣。

○藤井国務大臣 ただいまの社会保険労務士制度の改善に関する御決議につきましては、労働省としては、その趣旨を尊重し、社会保険労務士の団体の育成と、社会保険労務士の一層の資質の向上等を図るよう努力する所存であります。

また、御決議のありました失業対策事業就労者に対する就労日数の増加の措置については、昭和五十二年分所得税の特別減税に対応するものであるとの性格にかんがみ、やむを得ないものと考えますので、政府といたしましては、その趣旨に沿って、できる限り速やかに措置いたしたいと存じます。

○木野委員長 戸井田厚生政務次官。

○戸井田政府委員 ただいまの社会保険労務士制度の改善に関する御決議につきましては、厚生省としては、その趣旨を尊重し、社会保険労務士の団体の育成と、社会保険労務士の一層の資質の向上等を図るよう努力する所存であります。

また、低所得者の福祉対策に関する御決議につきましては、昭和五十二年分所得税の特別減税に対応するものであるとの性格にかんがみ、やむを得ないものと考えますので、政府といたしましては、その趣旨に沿って、できる限り速やかに措置いたしたいと存じます。

○木野委員長 なお、ただいまの両決議の議長に対する報告及び関係方面への参考送付につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○木野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

次回回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十四時四十七分散会

### 社会保険労務士法の一部を改正する法律案

社会保険労務士法の一部を改正する法律案

社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 監督(第二十四条・第二十五条)」を「第四章 監督(第二十四条・第二十五条)」を「第四章の二 社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会(第二十五条の二)」に改める。

第十五条の二(一)に改める。

第二条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 事業主、使用者その他の事業者が提出すべき前号に規定する書類について、その提出に関する手続を代わつてすること。

第二条第一項第二号中「前号」を「第一号」に改め

る。

第九条中「行なう」を「行う」に改め、同条第四号中「健康保険法」の下に「及び日雇労働者健康保険法」を加え、同条中第五号を削り、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 国民年金法及び通算年金通則法

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会

(社会保険労務士会)

第二十五条の二 社会保険労務士は、主務大臣の認可を受けて、都道府県の区域ごとに、会則を定めて、一個の社会保険労務士会を設立することができる。

2 社会保険労務士会は、社会保険労務士の品位を保持し、その資質の向上と業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

3 社会保険労務士会は、法人とする。

4 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、社会保険労務士会に準用する。

(社会保険労務士会の会則)

第二十五条の三 社会保険労務士会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

一 名称及び事務所の所在地

二 入会及び退会に関する規定

三 役員に関する規定

四 会議に関する規定

五 社会保険労務士の品位保持に関する規定

六 資産及び会計に関する規定

七 会費に関する規定

八 その他社会保険労務士会の目的を達成するために必要な規定

2 社会保険労務士会の会則の変更は、主務大臣の認可を受けなければならない。

(社会保険労務士会の登記)

第二十五条の四 社会保険労務士会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない

い。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(社会保険労務士会の役員)

第二十五条の五 社会保険労務士会に、会長、副会長及び会則で定めるその他の役員を置く。

2 会長は、社会保険労務士会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員の場合はその職務を行う。

(社会保険労務士会の報告義務)

第二十五条の六 社会保険労務士会は、所属の社会保険労務士が、その業務に関してこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は労働社会保険諸法令に違反したと認めるときは、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

(全国社会保険労務士会連合会)

第二十五条の七 全国社会保険労務士会は、主務大臣の認可を受けて、会則を定めて、全国社会保険労務士会連合会(以下「連合会」という。)を設立することができる。

2 連合会は、社会保険労務士の品位を保持し、その資質の向上と業務の改善進歩を図るため、社会保険労務士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

(連合会の会則)

第二十五条の八 連合会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

一 第二十五条の第三項第一号及び第三号から第七号までに掲げる事項

二 その他連合会の目的を達成するために必要な規定

(意見の申出)

第二十五条の九 連合会は、主務大臣に対し、社会保険労務士の制度の改善に関する意見又は社会

会保険労務士の業務を通じて得られた労働社会保険諸法令の運営の改善に関する意見を申し出ることができる。

(社会保険労務士会に関する規定の準用)

第二十五条の十 第二十五条の二第三項及び第四項、第二十五条の三第二項、第二十五条の四並びに第二十五条の五の規定は、連合会に準用する。

(行政機関への協力)

第二十五条の十一 主務大臣及びその他の行政機関は、この法律及び労働社会保険諸法令の円滑な実施を図るため、広報、調査その他必要な事項について、社会保険労務士会又は連合会に協力を求めることができる。

(社会保険労務士会及び連合会に対する監督)

第二十五条の十二 主務大臣は、社会保険労務士会又は連合会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、これらに対し、必要な報告を求めることができる。

2 主務大臣は、社会保険労務士会又は連合会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、これらに対し、その業務の改善について勧告することができる。

第二十七条中「及び第二号に規定する」を「から第二号までに掲げる」に、「行なつて」を「行つて」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三十三条第五号中「第二十四条第一項の下に」又は「第二十五条の十二第一項」を加え、「同項」を「第二十四条第一項」に改める。

別表第二健康保険法の項の免除科目の欄中「健康保険法」の下に「及び日雇労働者健康保険法」を加え、同項の免除資格者の欄中「主務大臣が、健康保険法」の下に「及び日雇労働者健康保険法」を加える。

別表第二中日雇労働者健康保険法の項を削る。別表第二中厚生年金保険法の項の次に次のように加える。

国民年金法及び通算年金通則法

国又は地方公共団体の公務員として通算年金通則法に規定する公的年金各法の施行事務に従事した期間が通算して十年以上になる者  
社会保険審査官の職にあつた期間が通算して五年以上になる者  
主務大臣が、国民年金法及び通算年金通則法についてこの欄の前二項に掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十三年九月一日から施行する。

(厚生省設置法の一部改正)

2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五百一十一号)の一部を次のように改正する。  
第五号中第六十二号の九を第六十二号の十とし、第六十二号の八の次に次の一号を加える。

第六十二の九 社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会に対し、認可その他監督を行うこと。

第三十六条の四中「第六十二号の八」の下に「第六十二号の九」を加える。

(労働省設置法の一部改正)

3 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。  
第四号中第十三号の六を第十三号の七とし、第十三号の三から第十三号の五までを一号ずつ

繰り下げ、第十三号の二の次に次の一号を加える。

十三の三 社会保険労務士法に基づいて、社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会に対し、認可その他監督を行うこと。

(地方税法の一部改正)

4 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第二号中「並びに税理士会及び日本税理士会連合会」を「税理士会及び日本税理士会連合会並びに社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会」に改める。

(所得税法の一部改正)

5 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。  
別表第一第一号の表中社会保険診療報酬支払基金の項の次に次のように加える。

社会保険労務士会 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)

別表第一第一号の表中船員災害防止協会の項の次に次のように加える。

全国社会保険労務士会連合会 社会保険労務士法

(法人税法の一部改正)

6 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。  
別表第二第一号の表中社会福祉法人の項の次に次のように加える。

社会保険労務士会 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)

別表第二第一号の表中船員災害防止協会の項の次に次のように加える。

全国社会保険労務士会連合会

社会保険労務士法

理由

社会保険労務士法の施行状況にかんがみ、社会保険労務士の業務に事業者の提出する申請書等の提出手続の代行業務を加え、社会保険労務士試験の科目を補充するとともに、社会保険労務士の品位の保持、資質の向上等を図るため、社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会を設立することができるようにする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一ページ四段一〇行の次に次のとおり加える。

家庭雑排水の処理対策に関する請願（井出一太郎君紹介）（第三九五四号）

同（小川平二君紹介）（第三九五五号）

同（唐沢俊二郎君紹介）（第三九五六号）

同（倉石忠雄君紹介）（第三九五七号）

同（小坂善太郎君紹介）（第三五五八号）

同（清水勇君紹介）（第三五五九号）

同（下平正一君紹介）（第三五六〇号）

同（中島衛君紹介）（第三六六一号）

同（中村茂君紹介）（第三六六二号）

同（羽田孜君紹介）（第三六六三号）

同（原茂君紹介）（第三六六四号）

同（増田甲子七君紹介）（第三六六五号）

同（向山一人君紹介）（第三六六六号）





昭和五十三年五月十一日印刷

昭和五十三年五月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局